

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (徳畑集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は山に囲まれた世帯数2軒の小さな集落である。農地の所有者は集落外にもいるが、実際に耕作しているのは集落内の1軒、集落外の1軒、計2軒の農家である。水稻を作付しているほかは、多くの農地が自己保全農地になっている。獣害による被害も多く、農地ごとに獣害対策を施している。

【基礎データ】

- ・農家軒数 2軒
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を作付し、現在耕作している農地を中心に可能な限り農地を維持していく。酒造好適米については品質向上と収量の増加に努める。また集落外の地権者とも協力して、地域の農地の保全管理や農業用施設を維持管理していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・現状から集積・集約化は困難と考える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・賃貸借があれば活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携しながら多様な内々手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--